国定公園・県立自然公園事業決定等の取扱要綱の一部改正(案)の概要

環境生活部自然保護課

1 趣 旨

県内の国定公園及び県立自然公園(以下「自然公園」という。)の公園計画に策定された自然公園の保護・利用のための施設の具体的な実施計画等については、自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項及び千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第8条第1項に規定する公園事業の決定により定めており、その手続については、「国定公園・県立自然公園事業決定等の取扱要綱」に規定している。

本件は、公園事業の決定等のうち、新たに面的な開発を伴わず、審議会に諮る実質的な意義が乏しいものについて、諮問を要しないこととする改正等を行うものである。

2 改正内容

(1) 審議会への諮問を要しないものの追加

次に掲げる事項については、決定等に当たり新たな開発が行われるものでないため、 自然公園の保護又は利用上、審議会への諮問が必要と認められる場合を除いて諮問を 要しないこととする。

- ア 公園事業の決定のうち、現に自然公園の保護又は利用のために供されている既存の 建築物等を、その位置及び規模等を変えずに公園事業として決定するもの
- イ 公園事業の廃止
- ウ 公園事業の変更のうち、次に掲げるもの
- (ア) 現に自然公園の保護又は利用のために供されている既存の建築物等を、その位置 及び規模等を変えずに公園事業の一部として追加するもの
- (イ)公園事業の位置又は規模等を、当該公園事業に係る施設の現状に合わせて変更 するもの
- (ウ) 公園事業の管理の観点から、既存の公園事業の統合、分割又は重複部分の削除 を行うもの
- (エ) 公園事業の名称を変更するもの

(2) その他の改正

自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)の改正(令和4年4月1日施行)及び千葉県立自然公園条例施行規則(昭和35年千葉県規則第15号)の改正(令和6年4月1日施行)に伴う条項ずれの修正や手続依頼書の押印廃止等、所要の整理を行う。